

# 交通事故裁判における和解例を 整理・分析した唯一の書籍!

# 交通事故裁判 和解例集

裁判上の和解における損害賠償実務とその傾向

弁護士法人サリュ 交通事故和解研究班 編著

B5判/248頁 定価：本体3,500円+税

## 交通事故裁判 和解例集

裁判上の和解における損害賠償実務とその傾向

弁護士法人サリュ 交通事故和解研究班 編著

### 交通事故裁判における和解例を 整理・分析した唯一の書籍!

弁護士が判断に迷う争点別に和解例を整理  
和解時における損害賠償実務の傾向が把握できる

交通事故裁判のうち、判決までいくものは全体の3割程度にすぎない。…逆を言えば、7割程度が和解で  
終了しているであり、むしろ交通事故裁判における裁判所の考え方は和解にこそ反映されている部分があ  
るのではないかと、「まえがき」より

### 本書の特長

- ◆平成26年中に裁判所で受理した事件より参考になると思われる和解例約120件を選定し、争点別に整理しています!
- ◆各和解例では、①事故概要(事故態様、被害者属性、被害態様等)・②和解内容(原告主張、被告主張、裁判所和解案、和解額等)・③和解例へのコメントを収録。
- ◆和解時における損害賠償実務の傾向が簡単に把握できます!

### 収録内容〔抜粋〕

- 1 治療費 — 接骨院・整骨院/通院期間
- 2 休業損害・逸失利益 — 家事従事者/個人事業主/役員/醜状変形/減収なし  
むち打ち以外の14級・12級/生活費控除/休業期間/喪失期間
- 3 慰謝料 — 慰謝料増額/死亡慰謝料
- 4 異なる等級 — 等級が下がったケース/認められなかったケース
- 5 過失相殺・素因減額 — 過失相殺/素因減額
- 6 物損
- 7 その他



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

2-6 むち打ち以外の14級・12級

④左大腿骨頸部骨折、左腓骨頭部骨折、左大腿内転筋断裂で12級13号(可動域制限もあり)の被害者に逸失利益10年14%、その後10年7%を認めた事例

事故概要

- 事故日:平成22年11月12日
- 事故態様:自動車 対 歩行者
- 職業等:タクシードライバー
- 年齢:原告主張は454万1,320円(1年前に転職、日当12,055円)
- 症状固定日:平成25年6月4日(47歳)
- 被害態様:
  - 傷病名:左大腿骨頸部骨折・左腓骨頭部骨折・左大腿内転筋断裂
  - 通院状況:入院日数 129日  
通院日数 716日(実72日)
  - 後遺障害等級:12級13号(後診上可動域制限あり)
  - 既往症:なし
- その他:平成25年3月31日現在 381万円・事故直前は閑散期。

和解内容

■ 人身

	原告主張	被告主張	裁判所
治療関係費	既払い		既払い
入院雑費	181,530円	△	181,530円
通院交通費・宿泊費等	225,540円	23,830円(以降は×)	225,540円
休業損害	6,317,344円 +237,011円	△	6,377,095円 ※1
傷害慰謝料	2,970,000円		2,700,000円
慰労金	30,000円		3,000円 ※2
旅行キャンセル	82,030円		82,030円 ※2
後遺障害逸失利益	7,929,277円		4,756,648円 ※3
後遺障害慰謝料	2,900,000円		○
逸失利益②			1,460,098円 ※3
総損害額	20,866,732円		18,685,941円
損益相殺	▲6,817,344円		○
うち自賠			
弁護士費用	1,404,938円		
調整金			1,331,403円
請求額(総合額)	15,454,326円		13,200,000円

2

休業損害  
逸失利益

備考

※1・3 原告は本件事故により、左大腿骨頸部骨折・左腓骨頭部骨折・左大腿内転筋断裂の傷害を負い、12級13号の後遺障害が残存した。休損については、休業の必要性、相当性について争いがあるが、上記の実情を踏まえ、治療経過・症状の推移によると、就労制限の程度は症状の改善に伴って減少する関係にあるもの、従前の就労実績についての立証状況を考慮し、和解においては、事故前3か月間の実績を軸に給与を前提としつつも、復職までの529日間の全日分を計上するとし、日額12,055円×529日=6,377,095円とする。

逸失利益の基礎収入については、上記金額を年齢に換算した4,400,075円(12,055円×365日)とする。原告の神経症状ではあるが、その原因が左大腿内転筋断裂にあることを考慮し、10年間14%とする。これに加え、その後10年間についても7% (将来予測の不確実性を考慮して14%の半分とする) の逸失率を前提に算定する。なお、原告の状況を踏まえ、原告の神経症状で10年を超える喪失期間を算定することに異論もあり得るが、認めて考えると、タクシードライバーをしていた原告にとって上記内容の傷害で症状固定後10年が14%にとどまるかどうかについても検討の余地があり、換算の算定方法を試算した結果、総額として上記金額が妥当と判断した。

※2 着衣は裏付け証拠はないが、和解限りで計上する。旅行キャンセル料は、裏付け証拠はないが、事故前に予約確定、事故後キャンセルのためにキャンセル料が発生したことの証明可能性を考慮し原告主張額を計上する(裏付けがなくともこの態様は維持する)。

コメント

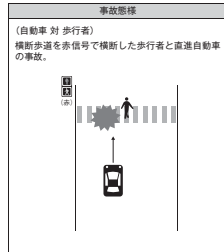
神経症状の12級13号認定事案である。いわゆるむち打ちではない神経症状の12級の場合も、労働能力喪失期間が10年とされる例もままあるが、本事例は、14%を10年、その後7%を10年とする、提示がされた。原告の運転手という職業と原告の傷の状態(可動域制限もある)を現実的に考え、10年で顕化あるいは治療はしない、との判断がされたとと思われる。

5-1 過失相殺

⑩歩行者の赤信号進入が黄信号進入が争われた事案で、裁判所は赤信号進入として被害者の過失を70%とした事例

事故概要

- 事故日:平成23年2月2日
- 職業等:銀行員
- 年齢:524万7,348円
- 症状固定日:平成24年5月31日(31歳)
- 被害態様:
  - 傷病名:高次脳機能障害
  - 通院状況:入院日数 実485日
  - 後遺障害等級:1級1号+12級5号



和解内容

■ 人身

	原告主張	被告主張	裁判所
治療関係費	11,850円 ※1		○
入通院付添費	3,411,000円		○ ※7
入院雑費	727,500円		○
休業損害	4,068,732円 ※2		6,972,360円
傷害慰謝料	4,488,000円		4,200,000円 ※8
文書	11,850円		○ ※9

備考

【原告】

- ※1 すべて労災。
- ※2 加えて労災から2,903,568円給付済み。
- ※3 耐用年数6年・8割(50年)→買換係数が3,657,657円。
- ※4 高齢29年で5,200,000円、買換の1.25倍、6,460,000円の1.25:8,070,000円
- ※5 平成23年5月30日生まれの娘に接せられなかった慰謝。
- ※6 2万円×365日×18,255日(50年)×家族の付添介護料4,000円×260日(週5日)×18,255日。
- ※7 在宅難しい→施設→病院に見直し、月749,000円うち食事、私物選択、日常生活用品、テレビ使用、除外で672,525円→日額22,110円→控除後1日2万円
- 【裁判所】
- ※7 和解限り。
- ※8 元本2割増し。
- ※9 転倒で。
- ※10 15,000円/日×49年。
- ※11 妻子×2に100万円ずつ、親×2に50万円ずつ。
- ※12 赤信号横断。

コメント

横断歩道を赤信号で横断した被害者の過失につき、原告は判タ【10】【11】を用いて30%程度の過失相殺にとどめべきと主張したが、裁判所は判タ【5】により70%の過失相殺をした。とはいえ、労災と人身傷害保険が併用できたことで損害はほぼでん補されたといえる。損害論としては、将来介護費用につき、職業介護人として1日1万5,000円×365日×1日1万4,000円を260日(週5日)を認めており参考になる。

詳細・お申し込みはコチラ  
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 交通事故和解例集

検索

CLICK!